

## 大分大学医学部学生交流細則

平成22年1月13日制定

### (趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部（以下「本学部」という。）又は大分大学大学院医学系研究科（以下「本研究科」という。）が派遣し、又は受け入れる学生（以下「交流学生」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (交流学生)

第2条 この細則において、交流学生とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 派遣特別聴講学生 大分大学学則（平成16年規則第8号。以下「学則」という。）第24条又は大分大学大学院学則（平成16年規則第9号。以下「大学院学則」という。）第19条の規定に基づき、国内又は外国の大学・短期大学又は大学院において授業科目を履修することを認められた学生
- (2) 派遣特別研究学生 大学院学則第20条の規定に基づき国内又は外国の大学院又は研究所等において特定の研究指導を受けることを認められた大学院の学生
- (3) 特別聴講学生 学則第52条又は大学院学則第46条の規定に基づき本学部又は本研究科において授業科目を履修することを許可された国内又は外国の大学・短期大学又は大学院の学生
- (4) 特別研究学生 大学院学則第47条の規定に基づき本研究科において特定の研究指導を受けることを許可された国内又は外国の大学院の学生

### (協議)

第3条 学則第24条及び第52条並びに大学院学則第19条、第20条、第46条及び第47条の規定による協議は、次に掲げる事項について教授会（大学院学生にあっては「研究科委員会」と読み替えるものとする。以下同じ。）の議を経て、学部長（大学院学生にあっては「研究科長」と読み替えるものとする。以下同じ。）が行う。

- (1) 授業科目又は研究指導の範囲
- (2) 派遣又は受入れ学生数
- (3) 単位等の認定又は研究修了の認定方法
- (4) 派遣又は受入れ期間
- (5) その他必要な事項

2 交流学生の派遣又は受入れ期間（以下「履修期間」という。）は、原則として1年以内とし、通算して2年を超えることができない。ただし、修士課程にあっては1年を超えることができない。

### (派遣又は受入れの許可)

第4条 交流学生の派遣又は受入れの許可は、前条第1項の協議の結果に基づき、教授会の議を経て、学部長が行う。

(派遣学生の出願手続)

第5条 派遣特別聴講学生又は派遣特別研究学生（以下「派遣特別学生」という。）を志願する者は、所定の願書により学部長に願い出て、許可を受けなければならない。

(在学期間の取扱い)

第6条 派遣特別学生の履修期間は、次の表の区分により、それぞれ大分大学（以下「本学」という。）の在学期間に算入する。

区分	算入期間	
	修士課程	博士課程
派遣特別聴講学生	1年以内	1年以内
派遣特別研究学生	1年以内	2年以内

(履修報告書等の提出)

第7条 派遣特別学生が履修又は研究を終了したときは、1月以内に履修報告書又は研究報告書に派遣先の機関の長が発行する学業成績等を証明する書類を添付して学部長に提出しなければならない。

(授業料)

第8条 派遣特別学生は、本学の学生としての授業料を納付するものとする。

(派遣許可の取消し)

第9条 派遣特別学生で、次の各号の一に該当するときは、派遣先の機関との協議の上、教授会の議を経て、学部長が派遣許可を取り消すことがある。

- (1) 履修又は研究終了の見込みがないと認められるとき。
- (2) 派遣特別学生としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(特別学生の出願手続)

第10条 特別聴講学生又は特別研究学生（以下「特別学生」という。）を志願する者は、所定の願書に次の書類を添えて、履修又は研究の開始の1月前までに学部長に願い出るものとする。

- (1) 所属大学等の長の推薦書
- (2) 外国人の場合は外国人登録済証明書
- (3) その他本学が必要と認める書類

(履修証明書等)

第11条 特別学生が履修又は研究を終了したときは、履修証明書又は研究証明書を交付する。

(学生証)

第12条 特別学生は、本学が交付する学生証を常に携帯しなければならない。

(検定料、入学料及び授業料)

第13条 特別学生に係る検定料及び入学料は、大分大学授業料その他の費用に関する規程（平成16年規程第91号。以下「費用に関する規程」という。）に定めるところにより徴収しない。

2 特別学生の授業料については、費用に関する規程に定めるところにより徴収する。ただし、特別学生が国立の大学又は短期大学の学生であるときは、授業料は徴収しない。

3 特別学生の授業料は、年度を前期及び後期の2期に区分し、当該期の額を当初の月に納付しなければならない。ただし、履修予定期間が6月未満であるときは、その期間分に相当する額を当初の月に納付するものとする。

4 既納の授業料は、いかなる理由があっても、これを返還しない。

(実験実習費)

第14条 実験実習に要する費用は、原則として特別学生の負担とする。

(受入れ許可の取消し)

第15条 特別学生の受入れ許可の取消しについては、第9条の規定を準用する。

附 則（平成22年医学部細則第3-2号）

1 この細則は、平成22年1月13日から施行する。

2 大分大学医学部学生交流規程（平成16年医学部規程第3-3号）は廃止する。